



東北地方太平洋沖地震等におけるボランティア・
NPO 活動支援のための募金 募集要項

1. 趣旨

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震の被災者の救援のためのボランティア・NPO 団体等による支援活動に要した費用を緊急に調達する。

2. 主催団体

社会福祉法人 中央共同募金会（会長：斎藤十朗）
東京都千代田区霞ヶ関 3-3-2 新霞ヶ関ビル

3. 後援団体

厚生労働省、内閣府政策統括官（防災担当）、全国知事会、全国市長会、全国町村会、
社団法人日本経済団体連合会、公益社団法人経済同友会

4. 募集

(1) 募集を行う責任者

社会福祉法人 中央共同募金会
（寄付金を受け付け、配分委員会を設置して配分する）

(2) 募集対象

個人、団体、企業等であって限定しない

(3) 寄附金の募集を行う場合の区域内的の範囲

全国

(4) 目標額

50 億円

(5) 募集期間

平成 23 年 3 月 15 日から平成 25 年 12 月 31 日

(6) 寄付方法

寄付金は郵便振替又は銀行振込により所定口座に送金する

5. 助成

(1) 助成対象者

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震の被災者への支援活動を現に行う
社会福祉法人、NPO 法人、ボランティア団体等。

(2) 助成対象活動

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震の被災者へのボランティア・NPO
団体等による支援活動等全般。



(例示)

- 被災者に対する生活支援活動（炊き出し、入浴サービス、安否確認、訪問活動、相談活動、コミュニケーション支援等）
- 被災地における医師、看護師、介護福祉士、ホームヘルパー、社会福祉士等専門職による救援活動
- 倒壊した家屋、施設等の復旧作業、ひっこしの手伝い
- 救援物資の運搬
- ボランティアに関するニーズ把握と活動希望者とのコーディネート など

(3) 助成対象費用

平成 23 年 3 月 11 日から平成 27 年 3 月 31 日までの東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震の被災者へのボランティア・NPO 団体等による支援活動にかかわる次の費用で、他の機関、団体等から助成を受けていない費用を対象に助成する。

① 支援活動に要する費用

活動資材購入費、電話等通信費、運搬移送費、事務用品の購入費、謝金、委託費等

② ボランティア保険料（地震保険特約付き保険の保険料等）

③ 活動拠点設置費

事務所の設営費、携帯電話・印刷機等の備品のリース代、拠点において支援活動等をマネジメントする専門的な人材への謝金・委託費・人件費等

④ 活動拠点を中心とする活動交通費

※遠隔地からの旅費について、バスチャーターやレンタカー代金等は助成額の一定割合について対象とする。ただし、個々人の旅費は対象としない。

なお、被災者個人に直接配布する物品費については対象から除くものとする。

(4) 助成基準

1 団体への助成額は原則として 300 万円を限度とする。

(5) 助成申請

所定の申請書に必要事項を記入のうえ、次の書類等を添えて中央共同募金会に申請する。

① 活動実績報告書

② 助成対象費用の支出を明らかにした帳簿等

③ 都道府県・市区町村社会福祉協議会または地方自治体等の副申書（活動実績の確認）

(6) 助成決定・交付

中央共同募金会が設置する配分委員会が決定する。

募金の趣旨に鑑み、助成金の速やかな交付に努めるものとする。

(7) 会計管理

他の資金と区別して銀行その他の金融機関に預金する。また、募金及び助成に要する経費はこの会計から支出する。